

## 長崎市農業委員会 令和7年12月総会 議事録

1 日 時 令和7年12月25日(木) 16:40 開会  
17:15 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(16名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	柳川 八百秀
山崎 実男				

5 欠席農業委員(3名)

野中 麻美 森山 安男 山口 眞佐栄

6 出席推進委員(22名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭			

7 欠席推進委員(2名)

三浦 信男 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 稲岡農政管理係長 中山農地係長  
浦上主事

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年12月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配布させていただいておりますので、ご確認ください。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、12月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、22名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡亜也子委員と峰忠幸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永岡農業委員・峰農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が3件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇さんが持分2分の1ずつ所有する赤首町の農地1筆について、〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作ができないため、譲受人は農業経営を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月12日に私と岩永農業委員、

事務局とで現地確認を行いました。申請地はダイコンなどの露地野菜の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 次に第1号議案2番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する古賀町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢により農業経営規模縮小のため、譲受人は農業経営を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本守推進委員より報告をお願いします。

**○松本（守）推進委員** 現地調査についてご報告いたします。12月11日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はブドウの栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

**○農地係長** 次に第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する田手原町の農地4筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で1,300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては村田美津枝推進委員よりご報告いただきます。

**○村田推進委員** 現地調査についてご報告いたします。12月11日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地はキクの栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○議長** ありがとうございます。ただ今、第1号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきまして、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 第2号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆359㎡について、長崎県農業振興公社が5年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました宮崎町の農地について、5年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は359㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を継続します。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員よりご報告いただきます。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月5日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆、計3,100㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆について、5年の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は8,023㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局よりご報告いたします。12月5日に森山安男農業委員と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を

行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

続きまして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆1,900㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地1筆について、20年の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,900㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては次の4番及び5番と併せて、事務局よりご報告いたします。

続きまして、第2号議案4番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地2筆2,315㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地2筆について、20年の使用貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、先ほどの3番の面積と合わせて4,215㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。次に進みます。

続きまして、第2号議案5番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆1,781㎡について、長崎県農業振興公社が20年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地1筆について、20年の賃貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、先ほどの3番4番の面積と合わせて5,996㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、3番から5番まであわせて、事務局よりご報告いたします。3番、4番、5番の現地調査について併せて報告します。12月5日に平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はともに利用権の新規設定を行うもので、利用についてはともにイチゴの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

続きまして第2号議案6番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆の一部1,512㎡について、長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行っていましたが、今回、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は13,186㎡となり、利用につきましてはアスパラガスの栽培を行います。申請地に

つきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては事務局からご報告いたします。12月5日に森山安男農業委員と現地確認を行いました。申請地は利用権の移転を行うもので、利用についてはアスパラガスの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○城戸推進委員 使用貸借と賃貸借の違いは面積ですか。

○農地係長 この件に関しましては、当事者の都合によるものになります。面積ということではないのですが、1つは農地を売りにたくないということで、無料でもいいので利用して欲しいということで使用貸借を選んでしていると聞いております。

○城戸推進委員 面積は関係なくて、当事者の話し合いということですね。

○農地係長 そうです。ただ、面積が広大な場合はあまりないと思います。今のところは小規模な農地の場合になってくると思います。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第3号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案「非農地の判断について」の内容をご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が2件、合計筆数が2筆、面積計1,490㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さん、〇〇さんが持分2分の1ずつ所有する赤首町の農地1筆で、面積は211㎡でございます。申請地につきましてはスクリー

ンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては調査を行いました鶴田安明推進委員よりご報告いただきます。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月12日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 2番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する木場町の農地2筆で、面積は1,279㎡でございます。なお、登記簿上の表記が〇番・〇番と2つの番号が併記されていますが、これは合併地番ということであり、不動産登記上1筆となります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました浦川英敏推進委員よりご報告いただきます。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。12月10日に岩本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出は、2件提出されました。また、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出は0件でした。計2件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、12月10日に開催されました。資料は、2ページと3ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和7年度 全国農業委員会会長・代表者集会について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項3「令和7年度全国農業委員会会長・代表者集会について」報告させていただきます。資料は、左上に②-1報告事項3とした資料をご覧ください。集会は全国農業会議所の主催で、11月27日午後から東京都文京シビックホールで開催され、長崎市農業委員会からは平尾会長が参加しました。なお、日程の都合により、集会に先立ち、午前中に長崎県選出の国会議員へ要請決議の内容に沿った要請活動を行いましたことを申し添えます。それでは、1ページをご覧ください。次第に記載のとおり、まず要請決議として、「令和8年度農業関係予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請決議」が採択されました。申し合わせ決議の内容に関しましては、資料に掲載しておりませんが、資料は事務局にございますので、確認されたい方は後ほど事務局にお声掛けください。

また、決議採択後には、山形県寒河江市、長崎県長与町、群馬県明和町の農業委員会から活動事例報告がありました。

なお、前日26日には、資料3ページ以降に掲載しております、「令和7年度農業者年金加入推進セミナー」に出席し、「農業者年金制度と加入推進」などについての研修と北海道富良野市の農業委員会からの活動事例報告の後、申し合せ決議が採択されました。詳しくは資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見・ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項1「令和7年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「令和7年度農業委員会視察研修について」ご説明させていただきます。資料は左上に③と記載があります、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。今年度の視察研修に関しましては、先月の総会の折にも説明させていただいており、行程等に変更はありませんが、集合場所を明記しましたのでご確認い

ただければと思います。集合場所は出島表門橋バス停付近としております。集合時間は9時30分、出発は9時50分としております。なお、貸切バスは、9時15分に出島表門橋前バス停付近に到着予定のため、早く集合場所に来られた場合は、お待ちいただくこととなりますのでご注意ください。また、2日目の解散場所につきましても、出島表門橋バス停付近としておりますので、よろしく申し上げます。その他の行程につきましては、変更点はありませんので資料をご確認ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項2についてお知らせいたします。資料は、引き続き3ページをご覧ください。現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の任期が、令和8年7月19日までとなっており、新たに委員を選任する必要がありますので、長崎市において農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集いたします。募集の対象は、農業委員が「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進などを適切に行うことができる者」、推進委員が「農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者」となっており、(1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者や(2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は応募できません。募集人員は、今の定員と同じ農業委員が19人、推進委員が24人となっています。申し込みは農業委員会事務局や、中央を除く各地域センターに設置し、長崎市のホームページにも掲載予定の所定の申込用紙を農業委員会事務局へ提出していただきます。各地域センターでも、預かって事務局へ回送してもらうことが可能です。募集期間は令和8年2月2日から3月3日までの約1か月間です。任期は農業委員が令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間、推進委員が令和8年7月20日以降で委嘱を受けた日から令和8年7月19日までとなっております。その他詳しい内容につきましては、募集要項を来月の総会で配布予定としておりますので、その際にご確認いただければと思います。皆様方の農業に関する見識を引き続き活かしていただけるといふことでしたら、申込書等を期限内にご提出いただきますよう、よろしく申し上げます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、その他の事項 3「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてですけれども、先月の11月21日に平尾会長と運営委員の皆さんで鈴木市長へ意見書の提出をさせていただきました。例年であれば、意見書の回答を12月の総会で回答するんですけれども、今現在、意見書の内容を踏まえて、来年度の予算編成をさせていただいておりますので、今年度に関しましては、予算の編成が終わった3月または4月くらいに、こういう予算になったというところも含めて回答させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項 4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項 4 及び 5 について、説明させていただきます。まず、その他の事項 4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ですが、資料は4ページをご覧ください。令和7年度の目標部数は116部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込が1件ありましたので、88部となっております。委員の皆さまにおかれましては、目標達成に向けて、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料5ページから8ページに令和7年度の活動記録集計表を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は事務局にご連絡ください。その他の事項 4 及び 5 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

---

○議長 ないようでしたら、その他の事項6「令和8年1月、2月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 ー 行事予定について説明 ー

○議長 ありがとうございました。それでは、これで12月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。